平成３０年（フ）第２６号
広島市東区山根町14番９―102号
債務者　林　　治郎
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１５１号
広島市南区宇品神田３丁目４番21―103号
債務者　北畑　真一
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１５２号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒670番地１
マジェスティックⅠ―103号
債務者　松岡　　尚
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１５３号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒670番地１
マジェスティックⅠ―103号
債務者　松岡あやこ（旧姓白仁田）
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１７６号
福岡県春日市須玖南１丁目105番地　プライマリー春日203号
債務者　小田　桂子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１８８号
福岡市博多区新和町１丁目２番１―801号
債務者　井手　信義
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２１５号
福岡県春日市上白水４丁目11番地　さわやか春日館230号
債務者　中島　　隆
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２２９号
福岡市西区野方２丁目13番11―201号
債務者　村田　　学
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２６０号
福岡市早良区東入部８丁目14番12―103号
債務者　藤原　真綾
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２６５号
福岡市城南区梅林２丁目16番11号
債務者　神戸　　篤
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２７１号
福岡市西区姪の浜２丁目21番15―505号
債務者　野口　智見（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２７９号
福岡市南区清水４丁目８番７―803号
債務者　加藤　一男（旧姓廣田）
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２９４号
福岡市博多区西月隈５丁目19番36―207号
債務者　米澤　和生
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２９９号
福岡市西区下山門団地70番201号
債務者　沖　　秀樹
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３０１号
福岡市東区和白４丁目15番18―205号
債務者　花木　安市
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３１１号
福岡市西区下山門団地70番505号
債務者　谷元　幸子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３１５号
福岡市南区三宅１丁目５番20号
債務者　徳永　民子
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部